

1 国・他都道府県・市町村との連携

(1) 国・他都道府県との連携

消費者被害や製品事故について、国(関係省庁、国民生活センター、消費者安全調査委員会)や他の都道府県と積極的に情報交換を行い、消費者被害の未然防止や製品事故の拡大防止に努めます。

また、複数の都道府県にわたって悪質な訪問販売等を行っている事業者に対しては、国や他の都道府県と緊密な連携を図り、事業者の違法な活動を広域的に阻止するなど効果的な事業者指導を実施します。

(2) 市町村との連携

消費生活相談について、市町村は消費者の身近な相談窓口として相談対応を行い、県は中核的センターとして、市町村に対する技術的な助言や情報提供等の実施により、市町村相談体制を支援します。

また、市町村で対応が困難な専門的な相談や広域的な相談については、市町村から県消費生活センターへ積極的に受け入れるほか、県消費生活センターの持つ商品テスト機能を活用することにより市町郡消費生活センターを補完するなど、県と市町村との連携体制の強化を図ります。

更に、県消費生活相談員が市町郡消費生活センターを訪問し、相談窓口の充実・強化を支援するほか、市町郡の消費生活相談員等に対して研修会を開催することにより、市町村における消費生活相談の技術力向上を支援します。

事業者指導においては、市町郡消費生活センターと情報を共有し、よりスムーズな指導体制を構築します。

2 消費者団体・事業者団体との連携

(1) 消費者団体との連携

消費者団体との協働により、消費者教育や食の安全の普及啓発など、各地域における実践的な取組を支援します。また、適格消費者団体を支援する一方、連絡を密にとりあい、連携して消費者トラブルに対応します。

(2) 事業者団体との連携

製造業や小売業などの各事業者団体との連携を強化し、商品等の自主基準の作成や検査体制の強化、苦情処理体制の整備など、消費者の信頼確保に向けた取組を促進します。

3 弁護士会・司法書士会等の専門機関との連携

金融取引や住宅リフォーム、多重債務問題など、専門的知識を必要とする相談への対応を強化するため、弁護士会や司法書士会等、専門機関との連携の強化を図ります。

第5章

計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

庁内における消費者施策の推進体制を強化するとともに、警察をはじめとする関係機関や団体との連携強化を図ります。

県では、多くの部局にまたがって行われている消費者行政の連携強化を図り、県民生活に重大な影響を与える消費者問題について総合的に対処するとともに、消費者施策の調整を図り円滑な消費者行政を推進するため、庁内部局横断的組織「群馬県消費者行政推進本部」を設置しています。

本計画の推進に当たっては、この「群馬県消費者行政推進本部」において、下部組織の「幹事会」を活用するとともに、個別の課題については、必要に応じて「検討部会」を設置し、より具体的な検討を行うなど、全庁的な体制により効率的で実効性のある施策の推進を図ります。

2 進行管理

本計画に定めた施策について、各年度ごとに具体的な事業・取組を計画的に実施するとともに、毎年度、「第1章 計画策定の基本的な考え方」において示した【数値目標】及び次の別表「評価指標項目」に掲げる評価指標について検証を行い、その検証結果を群馬県消費生活問題審議会に報告し、公表します。

そして、進捗状況については、年度ごとに予算の措置状況や指標の推移などを把握し、適切な進行管理を行います。

また、群馬県消費生活問題審議会や県民、消費者団体等からの意見や要望に基づき、新たな取組についての検討を行います。